

平成25年伯耆町  
第4回定例会  
条例等議案説明資料概要



平成25年9月

伯耆町 総務課

# 議案等説明資料

提出課：福祉課

議案名等	伯耆町子ども・子育て会議条例の制定について
<p><b>(提案理由及び概要)</b></p> <p>1. 理由</p> <p>子ども・子育て支援法が平成24年8月に制定、公布され、市町村においても、子ども・子育て支援に関する施策を総合的、計画的に行うために「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられた。</p> <p>この計画策定にあたっては、子育て支援施策等について意見を聴くための合議制の機関の設置が求められていることから、伯耆町子ども・子育て会議を設置するために本条例を制定するもの。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1)設置根拠：子ども・子育て支援法第77条第1項による。</p> <p>(2)名称：伯耆町子ども・子育て会議</p> <p>(3)所掌事務：法第77条第1項第1号から第4号に規定する以下の事項を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定教育、保育施設の利用定員を定めるとき</li><li>・地域型保育事業の利用定員を定めるとき</li><li>・子ども・子育て支援事業計画を策定、変更するとき</li><li>・子ども、子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議すること。</li></ul> <p>(4)委員の構成：子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員等</p> <p>(5)委員の人数：15名以内</p> <p>(6)委員の任期：2年</p> <p>3. 施行期日：平成25年10月1日</p> <p>参考</p> <p>子ども・子育て支援法（抜粋）</p> <p>（市町村等における合議制の機関）</p> <p>第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。</p> <p>三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。</p> <p>四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。</p>	

# 子ども・子育て支援新制度 概要

## 1. 背景

- ・急激な少子化の進行
- ・家庭及び地域を取り巻く環境の変化

## 2. 目的

- (1) 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

## 3. 実施時期

平成27年4月 予定

(消費税引き上げによる財源約7,000億円が充てられることが前提)

## 4. 子育て支援に係るサービスの提供

- (1) 子ども・子育て支援給付
  - ア 施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
  - イ 地域型保育給付 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
  - ウ 児童手当
- (2) 地域子ども・子育て支援事業
  - ア 利用者支援
  - イ 地域子育て支援拠点事業
  - ウ 一時預かり
  - エ 乳児家庭全戸訪問事業
  - オ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
  - カ ファミリー・サポート・センター事業
  - キ 子育て短期支援事業
  - ク 延長保育事業
  - ケ 病児・病後児保育事業
  - コ 放課後児童クラブ
  - サ 妊婦健診
  - シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ソ 多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業

## 5. 新制度に対する対応

- (1) 地方版子ども・子育て会議の開催
- (2) ニーズ調査の実施
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定
- (4) 制度管理システムの導入

## **6. 子ども・子育て会議の役割**

- 1 子ども・育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する。
- 2 子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するため、関係者が政策プロセスに政策立案から実行、評価まで一貫して関与する。（PDCAサイクルを回していく）

P : plan（計画） D : do（実施） C : check（点検・評価） A : action（見直し）

## **7. 会議において処理する事項**

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）の利用定員の設定に関する  
こと。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する  
こと。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する  
こと。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について、必要な事項及び  
施策の実施状況の調査審議に関する  
こと。

## **8. 市町村子ども・子育て支援事業計画の概要**

市町村は、子ども・育て支援法（以下、「法」という。）第61条第1項に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務を円滑に実施するために、「市町村子ども・育て支援事業計画」を定める必要がある。

## **9. 計画に記載する事項**

- ・教育・保育提供区域の設定（法第61条第2項第1号）
- ・需要量の見込み提供体制の確保の内容や実施時期（法第61条第2項第1号）
- ・地域子ども子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保の内容や実施時期（法第61条第2項第2号）
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども子育て支援の推進方策（法第61条第2項第3号）

議案名等	伯耆町税条例の一部を改正する条例																					
(提案理由及び概要)																						
<p><b>1 理由</b></p> <p>地方税法の一部が改正されたことと、個人町民税の税額控除の対象寄附を拡充するため、伯耆町税条例の一部を改正するもの。</p>																						
<p><b>2 概要 (主な改正内容)</b></p>																						
<p>(1) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し (H28. 10. 1 適用)</p> <p>① 年間を通じた特別徴収税額の平準化</p>																						
<p><b>【現行】</b></p> <table border="1" data-bbox="300 689 764 884"> <tr> <td>仮徴収額 = 前年度分の本徴収額 (徴収月：4, 6, 8月)</td> </tr> <tr> <td>本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) (徴収月：10, 12, 2月)</td> </tr> </table>	仮徴収額 = 前年度分の本徴収額 (徴収月：4, 6, 8月)	本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) (徴収月：10, 12, 2月)	<p><b>【改正後】</b></p> <table border="1" data-bbox="836 689 1316 884"> <tr> <td>仮徴収額 = 前年度分の年税額 × 1/2 (徴収月：4, 6, 8月)</td> </tr> <tr> <td>本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) (徴収月：10, 12, 2月)</td> </tr> </table>	仮徴収額 = 前年度分の年税額 × 1/2 (徴収月：4, 6, 8月)	本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) (徴収月：10, 12, 2月)																	
仮徴収額 = 前年度分の本徴収額 (徴収月：4, 6, 8月)																						
本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) (徴収月：10, 12, 2月)																						
仮徴収額 = 前年度分の年税額 × 1/2 (徴収月：4, 6, 8月)																						
本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) (徴収月：10, 12, 2月)																						
<p>② 町外転出時の特別徴収の継続</p> <p>納税義務者が町外に転出した場合の特別徴収の取り扱いを変更</p> <p><b>【現 行】</b> 特別徴収を停止 (普通徴収へ切り替え)</p> <p><b>【改正後】</b> 転出日の属する年度中の特別徴収を継続</p>																						
<p>(2) 金融所得課税の一体化等 (H29. 1. 1 適用)</p>																						
<p>① 公社債等に対する課税方式の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定公社債 (国債・公募社債等) の利子について利子割から配当割へ</li> <li>・ 公社債の譲渡益を非課税から課税へ (株式譲渡と同様)</li> </ul> <p>② 損益通算範囲の拡大</p> <p>特定公社債の利子及び譲渡損益を損益通算の対象に</p>																						
<p>○ 現行</p> <table border="1" data-bbox="279 1444 758 2072"> <tr> <td>公社債</td> <td>利子 5%分離課税 (利子割) 申告不可</td> <td>譲渡損益 非課税</td> </tr> <tr> <td>上場株式</td> <td>配当 5%分離課税 (配当割) 申告任意</td> <td>譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意</td> </tr> <tr> <td>非上場株式</td> <td>配当 10%総合課税 申告義務あり</td> <td>譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり</td> </tr> </table>	公社債	利子 5%分離課税 (利子割) 申告不可	譲渡損益 非課税	上場株式	配当 5%分離課税 (配当割) 申告任意	譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意	非上場株式	配当 10%総合課税 申告義務あり	譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり	<p>○ 改正後</p> <table border="1" data-bbox="758 1444 1396 2072"> <tr> <td>特定公社債</td> <td>利子 5%分離課税 (配当割) 申告任意</td> <td>譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意</td> </tr> <tr> <td>上場株式</td> <td>配当 5%分離課税 (配当割) 申告任意</td> <td>譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意</td> </tr> <tr> <td>一般公社債</td> <td>利子 5%分離課税 (利子割) 申告不可</td> <td>譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり</td> </tr> <tr> <td>非上場株式</td> <td>配当 10%総合課税 申告義務あり</td> <td>譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり</td> </tr> </table>	特定公社債	利子 5%分離課税 (配当割) 申告任意	譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意	上場株式	配当 5%分離課税 (配当割) 申告任意	譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意	一般公社債	利子 5%分離課税 (利子割) 申告不可	譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり	非上場株式	配当 10%総合課税 申告義務あり	譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり
公社債	利子 5%分離課税 (利子割) 申告不可	譲渡損益 非課税																				
上場株式	配当 5%分離課税 (配当割) 申告任意	譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意																				
非上場株式	配当 10%総合課税 申告義務あり	譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり																				
特定公社債	利子 5%分離課税 (配当割) 申告任意	譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意																				
上場株式	配当 5%分離課税 (配当割) 申告任意	譲渡損益 5%分離課税 (株式等譲渡所得割) 申告任意																				
一般公社債	利子 5%分離課税 (利子割) 申告不可	譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり																				
非上場株式	配当 10%総合課税 申告義務あり	譲渡損益 5%分離課税 申告義務あり																				

(3) 個人町民税の税額控除対象寄附の拡充 (H26. 1. 1 適用)

住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、県内に事務所・事業所を有する 下表3～7の法人等に対する寄附金を条例で指定し、個人町民税の税額控除の対象を拡充するもの。(個人県民税については、鳥取県が平成25年3月に条例指定)

※平成25年1月1日以降の寄附から対象

※対象となる法人等の住所要件等を指定する「包括的」指定。

個人町民税税額控除対象寄附金の区分		法人等の具体例
1	都道府県、市町村、特別区に対する寄附金(ふるさと寄附金)	都道府県、市町村
2	住所地の共同募金会、日本赤十字社(住所地の支部で収納されたものに限る)に対する寄附金	鳥取県共同募金会、日本赤十字社鳥取県支部
3	公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの	鳥取大学、米子高専、鳥取環境大学 など
4 特定 公益 増進 法人 に 対 す る 寄 附 金	①独立行政法人に対する寄附金	山陰労災病院、米子医療センター など
	②地方独立行政法人(試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とするものに限る)に対する寄附金	鳥取産業技術センター
	③自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社に対する寄附金	自動車安全運転センター鳥取事務所、日本司法支援センター(法テラス鳥取) など
	④公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金	南部広域シルバー人材センター、米子北高、米子松蔭高、伯耆町社会福祉協議会、宏平会、萌生会、鳥取県更生保護観察協会 など
5	一定の要件を満たす特定公益信託に対して支出した金銭(認定特定公益信託)	(該当なし)
6	特定地域雇用等促進法人に対する寄附金(H25.11までの経過措置)	(該当なし)
7	認定NPO法人に対する寄附金	鳥取県自閉症協会

※太枠内が今回条例指定する寄附金

3 施行期日 平成26年1月1日

議案名等	伯耆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
<p>(提案理由及び概要)</p> <p><b>1 理由</b> 地方税法の一部改正により、金融所得課税の一体化等が図られたため、伯耆町国民健康保険税条例の一部を改正するもの。</p> <p><b>2 概要（主な改正内容）</b> 地方税法の一部改正に伴い、金融所得課税の一体化等に関する規定の整理が行われたことから、条文中の規定を整備するとともに、引用している法律条項のずれを改めるため、国民健康保険税の課税の特例を定める規定について、所要の改正を行う。</p> <p><b>3 施行期日</b>           平成29年1月1日</p>	